

復興方針修正版

■復興方針の基本的な考え方

新しい港町女川の復興に向け、「安心・安全な港町づくり《防災》」、「港町産業の再生と発展《産業》」、「住みよい港町づくり《住環境》」を「復興の基本テーマ」として、実効性、実現性のある計画を策定する。

安心・安全な港町づくり《防災》

- (1) 港周辺部の土木構造物等の整備
- (2) 津波避難対策の構築
- (3) 防災上重要な施設の集約・拠点化
- (4) 学校等避難所の機能の強化
- (5) 防災道路ネットワークの整備
- (6) 自立型エネルギーの整備
- (7) 地域防災力の強化・防災教育の推進
- (8) 災害遺構の保存等
- (9) 地域防災計画の見直し

復興の3つの柱

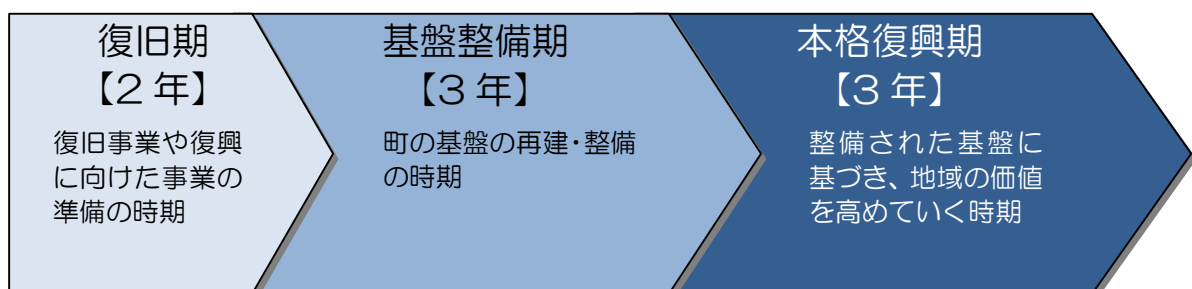
港町産業の再生と発展《産業》

- (1) 水産業の応急復旧による早期再開
- (2) 漁港の再整備と水産業の再生
- (3) 商工業の再生
- (4) 新たな雇用の創出
- (5) 観光の再生・創出

住みよい港町づくり《住環境》

- (1) 応急仮設住宅の確保支援
- (2) 町中心部の安全な居住地の確保
- (3) 離半島部の安全な居住地の確保
- (4) 恒久住宅の供給・再建
- (5) 公共交通機関の再開・整備
- (6) 健康・体力づくり・生涯スポーツの推進
- (7) 歴史的遺構・伝統的文化の回復
- (8) 医療機関・福祉施設の集約・拠点化

■復興方針で想定する期間 [8年間]



■復興方針

1. 安心・安全な港町づくり《防災》

(1) 港周辺部の土木構造物等の整備

【復興に向けた方針】

- 土木構造物等の復興は、本町の基幹産業である水産業の再生に不可欠であり、新たな港町づくりの根幹となる対策である。
- したがって、土木構造物等は、津波、高潮対策と港町づくりの観点から再整備を行う。

【復興基本計画に向けて】

① 防潮堤の整備

- ・津波、高潮から集落や市街地を守るため整備を図るが、漁港施設・機能の確保、道路・市街地の形成、生活の利便性、景観等にも配慮する。
- とくに津波対策として、防波堤の効果ともあわせ、護岸の嵩上げ等実現可能な規模での整備を行う。
- 復旧期より基盤整備期を目標に整備する。

② 防波堤の再整備

- 外洋からの波浪、津波制御を目的とし、漁港機能の早期再開に向けて緊急に再整備をめざす。
- 復旧期より基盤整備期を目標に整備するが、町は、関係機関とも協議し、応急復旧として消波ブロックの可能性も検討する。

③ 津波の勢いの減衰対策

- 津波対策の一環として、津波の勢いを減衰させる効果をめざした防災樹林帯等を沿岸部及び市街地に配置する。

④ 石油タンク等の津波対策（漂流物対策）

- 津波による被害を拡大させる要因になり、また応急活動や復旧に支障をきたす漂流物対策も、津波対策の一環として不可欠である。
- 公園、緑地における防潮林、漂流物防止柵の設置、石油タンクの地下化・防油堤のかさ上げ等の措置を行う。

(2) 津波避難対策の構築

【復興に向けた方針】

- 津波対策は、ハード・ソフトの両輪で確立すべき対策である。
- とくにソフト面では、避難対策が最重要であり、住民の避難行動のより確実にするために、町は、関係機関や町民と連携し、情報伝達体制、避難ルート・避難誘導等の対策を構築する。

【復興基本計画に向けて】

① 津波発生時の情報伝達体制

- ・ 町、関係機関相互における情報収集・分析・伝達体制の見直しを行う。
- ・ 防災広報無線（屋外子局、戸別受信機等）のデジタル化整備を図る。
- ・ 町の広報体制の見直し（広報車による巡回、学校・関係機関への情報伝達体制等）を行う。
- ・ （情報収集に関する）災害時要援護者に対する情報伝達手段の整備、行政区の協力体制の構築を図る。

② 避難ルート・避難先の確保

- ・ 津波からの緊急避難として、高台や事業所の協力のもと避難ビルなどの一次避難地の確保と指定を行う。
 - 避難場所が孤立しないように、避難場所間を結ぶルートの整備を図る。

③ 町民参加型避難訓練等の実施

- 町と町民（行政区等の単位で）が連携し、避難先の割当てや行政区等の単位で津波を想定した避難訓練を定期的を実施する。
- 避難訓練を通じて、避難行動のとり方、誘導方法等の周知を図るとともに、避難マニュアル等の作成や検証に生かす。

(3) 防災上重要な施設の集約・拠点化

【復興に向けた方針】

- 本災害で、役場が被災したことから、町は、とくに町民サービス機能の早期回復をめざす。
- 役場、交番、消防署等、災害時の防災対応上、重要な役割を担う機関については、津波等からの安全な地域に再整備し、相互連携を考慮した集約、拠点化をめざす。

【復興基本計画に向けて】

① 行政機能の早期回復

- ・ 町は、臨時庁舎の早期建設を図る（7月中旬完成）。
- ・ 町は、民心安定、町民生活の維持・回復のためにも、役場機能の早期復旧をめざす。

② 役場等中枢機能の安全な地域での拠点化

- ・ 災害対応の重要な機能・施設として、役場、交番、消防署、病院（福祉施設とも連携）があり、被害状況を踏まえ、災害時の相互連携、平常時の行政サービス等を勘案し集約と拠点化を図る。

(4) 学校等避難所の機能の強化

【復興に向けた方針】

- 本災害の教訓を踏まえ、今後の災害に備えて、避難所生活を円滑に維持するための体制、避難所における諸設備の確保を図る。

【復興基本計画に向けて】

① 避難所の再配置

- ・ 津波災害を想定し、安全な地域における避難所の特定と地域コミュニティの維持のための地区割当てを行う（復興期の段階に応じ計画見直し）。

② 避難所運営体制

- ・ 行政区等の住民組織を主体とした避難所の自主運営をめざし、町は、行政区等と連携し避難所運営訓練の企画・運営や運営マニュアルの整備を図る。

③ 避難所生活に必要な諸設備の整備

- ・ 水・食糧・生活用品等の備蓄、当面の避難生活を維持するための資機材等の整備を図る。
- ・ 避難者の情報収集などに活用できるインターネット環境の整備を図る。

(5) 防災道路ネットワークの整備

【復興に向けた方針】

- 住民の避難活動、各種応急活動に道路の確保は不可欠である。
- 平常時の物流、町民生活の利便性にも配慮し道路整備を図る。

【復興基本計画に向けて】

- ① 防災道路の整備
 - ・ 避難時の道路の混雑を避けるために、避難路としての道路の拡充を図る。
 - ・ 道路整備に伴い、災害時の緊急輸送道路等の特定を行う。
- ② 孤立防止のための道路の整備
 - ・ 町外へ通じる道路は少なく、女川町全体が孤立しないように、国道 398 号線以外に石巻市に通じるルートを確保する。
- ③ ヘリポートの整備
 - ・ 新集落には、緊急時および災害時の対応を目的として、ヘリポートを整備する。

(6) 自立型エネルギーの整備

【復興に向けた方針】

- 震災では、長期停電により通信機能等の障害が災害対応に支障をきたした。
- とくに集落が点在する本町では、自立型をめざしたエネルギーの確保が必須である。
- ライフライン機能の二重化という観点でも整備を図る。

【復興基本計画に向けて】

- ① 自立型エネルギーの確保
 - ・ 復興により新たに形成される居住区、離半島部の集落等を対象に自立型エネルギー確保、風力発電、太陽光発電、廃棄物熱利用等の自然エネルギーの導入を進める。
 - ・ 町は、町民や事業所等に対して積極的に自然エネルギーの導入に向けた普及啓発を行う。
- ② 公共施設等への新エネルギーの導入
 - ・ 役場や病院など公共施設の機能が、震災時や非常時においても維持されるように、自立型をめざしたエネルギーの導入を図る。

(7) 地域防災力の強化・防災教育の推進

【復興に向けた方針】

- 津波避難対策では、普段から町民等を対象とした防災意識の啓発、および避難行動をより確実なものにするため、行政区等の住民組織の地域防災力向上をめざす。

【復興基本計画に向けて】

- ① 災害の伝承
 - ・ 災害の教訓、記録等を後世に継承するため、災害記録誌の作成を行う。
 - ・ 町と被災体験をした町民とが協力し合い、次世代に災害を語り継ぎ、教訓などを伝承する場（「語りべの会」「防災塾」等）を設ける。
- ② 学校教育への反映
 - ・ 学校教育プログラムに、災害の教訓、防災や津波に関する知識などのテーマを導入する。
 - ・ 防災教育のための副読本等の作成を行う。
- ③ 行政区等の防災組織の活性化
 - ・ 町は、行政区等を単位とした自主防災組織の結成を促し、活動の活性化を図るとともに、防災リーダーの育成支援を図る。
 - ・ 住民参加型訓練を定期的実施する。

(8) 災害遺構の保存等

【復興に向けた方針】

- 災害による犠牲者を慰霊し、その記憶や教訓を将来にわたり伝えていくために、被災した施設等の災害遺構としての保存を行う。

【復興基本計画に向けて】

- 災害遺構の保存、メモリアル公園の整備
 - ・ 被災した施設を災害遺構として保存する。とくに津波により倒壊したビルは、津波研究においても貴重なものであり、その保存に努める。
 - ・ 町の要所に、津波浸水の到達標高表示等を行い、町民や観光客に津波浸水の事実を伝え、災害や防災意識の向上を図る。
 - ・ 被災者慰霊碑、メモリアル公園の整備を図る。

(9) 地域防災計画の見直し

【復興に向けた方針】

- 来たるべき大規模災害に備えて、町及び関係機関は、本震災での教訓・防災対応の検証を行い、地域防災計画の充実化を図り修正を行う。

【復興基本計画に向けて】

① 本震災での教訓・防災対応の検証

- ・ 町及び関係機関は、本震災での教訓・防災対応の検証を行い、課題を明確にし、今後の対策のあり方や改善策の検討を進める。

② 地域防災計画の修正と充実化

- ・ 本震災での検証結果を踏まえ、具体的に重点項目を挙げ計画の充実化を図る。
- ・ 修正にあたっては、復興期の段階に応じて、適切に見直しを図っていく。

[重点項目例]

- ・ 災害対策本部体制（配備態勢と役割分担）
- ・ 津波避難計画
- ・ がれき処理
- ・ 情報収集・伝達体制
- ・ 他自治体との広域連携
- ・ 避難所対応（開設・運営体制、職員派遣体制、物資の供給対策）等

③ 地域防災計画等における建造物等の設置基準の明確化

- ・ 今後、新たに建設される土木構造物や建造物等の防災面を考慮した設置基準を地域防災計画に記載する。
- ・ 地域防災計画への記載とともに、「まちづくり条例」として定めることも検討する。

2. 港町産業の再生と発展《産業》

(1) 水産業の応急復旧による早期再開

【復興に向けた方針】

- 港町女川の早期復興のために、基幹産業である水産業の再開を率先して進める。
- 漁港・市場の早期再開の実現をめざすとともに、市場再開のPRを通じて、さらに活力のある水産業の復興に結びつける。

【復興基本計画に向けて】

- ① 被害が少なく緊急に利用できる漁港の整備
 - ・ 漁場、海底障害物の調査を実施し緊急に利用できる漁港について、県、漁協等の関係団体と協議調整し選定を行う。
 - ・ 障害物の処理、漁港の応急復旧を実施する。
 - ・ 町は、応急復旧に関し、国・県の支援を要望する。
- ② 漁船・漁具の確保
 - ・ 漁協や支所等において、漁業における共同の組織体制を構築し、共同利用方式による漁船・漁具の確保、共同購入・共同利用等を進める。
 - ・ 漁船保管、漁船修理場及び漁具保管修理等が可能な代替施設・設備の整備を図る。
- ③ 養殖業の再開
 - ・ 短期間でも生産可能な養殖品目（ワカメ、ホヤ、ホタテ、銀ザケ等）の早期開始をめざし、養殖施設の復旧・整備を図る。牡蠣など数年を要するものについても年次計画をたてて再開をめざす。
- ④ 市場・水産加工場等の代替施設の整備
 - ・ 女川町地方卸売市場の代替施設の整備、漁獲物の処理・冷蔵及び加工等が可能な代替施設・設備整備を図る。
 - ・ 町は、施設の整備に関し、国・県の支援を要望する。
- ⑤ 漁港・市場再開のPR活動
 - ・ 町、漁協等は連携し、漁港の再開、再開後の初競り等の段階に応じたイベントの企画・開催、積極的なPR活動を実施する。
 - ・ 女川みなと祭り、秋刀魚収穫祭等、従来のイベントの復活祭、新たなイベントの創出を行う。

(2) 漁港の再整備と水産業の再生

【復興に向けた方針】

- 震災により厳しい財務状況となる漁協に対して、財政面の支援を行う必要がある。
- 一方で、設備更新などに合わせて、施設の共同利用、協業化等抜本的な構造改革に取り組むことで、水産業の活性化を図る。

【復興基本計画に向けて】

① 漁港の再整備

- ・ 町と漁協等は、今後の水産業の経営形態、漁港のあり方等を協議し、重点的に復旧整備すべき拠点港について選定し整備を図る。
- ・ 離半島部においては、宅地の移転を踏まえた夜間、緊急時の港の管理体制の整備を図る。

② 漁業の復興対策の中核となる漁協の再建

- ・ 漁協等は、各事業者からの再建に関する要望書を取りまとめ、町は、再建に向けて漁協等と協議し、国・県への要望も図り財務再建支援を実施する。

③ 漁業従事者の再建支援

- ・ 町は、被災した漁業従事者に対する融資制度の活用、経営資金の融通等に関し漁協や金融機関等に対して協力要請を行う。

④ 養殖業の再建

- ・ 漁業従事者は、養殖業における共同の組織体制を構築し、施設の共同所有・経営をめざす。

(3) 商工業の再生

【復興に向けた方針】

- 商工業者の事業の早期再開は、人々の生活の利便性を取り戻し、復興に向けた地域の活力を呼び戻すことにつながる。
- 町は、雇用確保の観点からも、商工業の再開を積極的に支援する。

【復興基本計画に向けて】

① 早期再開の「場」の確保

- ・ 商工団体は、各事業者の早期再開に向けた要望をとりまとめ、本格復興までの共同体による仮設店舗などについて協議する。
- ・ 町は、商工業団体とも協議し、仮設・共同店舗（工場）用地の確保を行う。

② 各種融資制度の活用

- ・ 町は、被災した商工業者に対して、事業継続のためのつなぎ融資、事業再開のための復旧融資制度の周知を図り、金融機関等に対して経営資金の融通等に関し協力要請を行う。
- ・ 多重債務対策について、国・県に要望する。

③ 中長期的な商工業の活性化

- ・ 町、商工団体は協力し、既存の女川ブランドの早期再生をめざす。
- ・ また、被災を通じて関係が構築された他地域の商工関係者、ボランティア団体等との共同によるイベントの企画・開催を行う。

(4) 新たな雇用の創出

【復興に向けた方針】

- 町は、震災により新たに発生する事業を活用し、地元住民の積極雇用を推進し雇用を確保する。

【復興基本計画に向けて】

- ① 災害復旧事業を通じた緊急雇用対策
 - ・被災家屋、漂流物、自動車、堆積土砂等の除去作業への地元住民の積極雇用を図る。
 - ・とくに重機の操作等の必要が無い軽微な作業（建設現場の清掃業務、資材の運搬等）にも雇用の機会を見出す。
 - ・行政職員の臨時雇用を図る。
 - ・ボランティア団体が企画するプロジェクト等での雇用機会を確保する。
- ② 中長期的雇用対策
 - ・復興基金等を活用し、町の実情や被災者の年齢層に応じた雇用創出を行う。
 - ・事業者の雇用維持対策（助成金・給付金等）により、被災事業者の雇用の維持を支援する。
- ③ 新規事業の創出
 - ・新規事業につながる商工会等関係団体の共同による女川ブランドを創出する。

(5) 観光の再生・創出

【復興に向けた方針】

- 港町の活性化を図るうえで観光の果たす役割は大きく、観光施設への支援や新たな集客キャンペーン、イベント等を通じた観光の再生をめざす必要がある。
- 町は、観光協会等とも連携し、観光資源の創出により、観光機能を強化する。

【復興基本計画に向けて】

① 観光業の再生と観光資源の創出

- ・ 町は、既存の観光施設の復旧と、観光協会等とも連携し観光の早期再開をめざす（金華山観光など）。また、祭り・行事の早期再開もめざす。
- ・ 復興に伴い、観光周遊ルートの確保、観光客等の輸送手段の充実を図る。
- ・ 遊歩道等の整備も行い、女川の魅力でもある海と山を融合させた観光を再構築する。
- ・ 海洋生物資源等の自然も活用した新たな観光資源の創出に取り組む。

② 災害遺構を生かしたフィールドミュージアムの実現

- ・ 新田地区の町営住宅を津波遡上の影響を示す災害遺構として保存し、防災教育の場としても活用する。
- ・ 中心部においては、被災した施設を災害遺構として保存し、メモリアル公園の整備を図る。

3. 住みよい港町づくり《住環境》

(1) 応急仮設住宅の確保支援

【復興に向けた方針】

- 恒久住宅の再建や供給に期間を要する場合、応急仮設住宅の利用が長期化する可能性もある。
- 応急仮設住宅の供与期間の延長や利用の長期化に向け、環境整備など必要な措置を講じる。

【復興基本計画に向けて】

① 供与期間の延長

- ・ 町は、恒久住宅の供給状況に応じ、応急仮設住宅の供与期間の延長を国・県に要請する。
- ・ 延長が継続する場合には、住宅の基礎や設備の点検、補強を実施する。

② コミュニティの維持・確保

- ・ 住宅団地において、行政区等の地域コミュニティ活動や行政、保健・福祉サービス等を提供する拠点となる集会施設を設置する。
- ・ 町は、団地内のコミュニティ構築のため巡回相談を行うなど支援を行う。
- ・ 利用が長期化し、入居者が減少する場合には、防犯面やコミュニティ維持の面からも仮設住宅の統廃合を検討する。

③ 住環境の改善

- ・ 入居者の生活に必要な仮設店舗の誘致・確保等を実施する。
- ・ 事業者とも協議し、仮設住宅生活者のための路線バスの増発や新規開設を行う。

(2) 町中心部の安全な居住地の確保

【復興に向けた方針】

- 町中心部の津波被害の軽減のためには、低地部分に盛り土をして、新たな宅地を造成する必要がある。
- 町は、宅地とともに被災した役場等の行政機能の移転や、漁港、観光、商店街の地域の再整理を行い、安全性と利便性を考慮した住みよいまちづくりをめざす。

【復興基本計画に向けて】

- ① 町民の意向把握
 - ・ 町は、被災者の住宅再建に関する意向調査を実施する。また、説明会や公聴会等の開催を通じて、住民の再建意識を把握する。
- ② 平地部の嵩上げによる居住地の確保
 - ・ 津波遡上、標高等の調査結果を踏まえ地盤高を決定し、平地部における嵩上げ事業を実施する。
 - ・ 町民の意向を受け、居住地の規模、住宅の戸数等の計画を踏まえ、高台及び嵩上げ後の内陸部での宅地整備を図る。
- ③ 適切な地域分けによる土地利用の推進（復興構想図参照）
 - ・ 漁港周辺区域には、業務地区として商工関係施設を配置する。
 - ・ 町の中核機能となる役場、交番、消防署等は、安全性及び町民生活の利便性に配慮し、高台への配置を行う。
 - ・ 津波の勢いの減衰を目的とした公園、防災樹林帯の整備を図る。

(3) 離半島部の安全な居住地の確保

【復興に向けた方針】

- 平地部分が限られた離半島部（漁村部）は、近隣の高台に新たな宅地を造成する必要がある。
- 災害時により道路が途絶することにより、集落の孤立が発生する可能性があるため、緊急時の避難手段を確保しておく必要がある。
- 町は、住民の意向を踏まえた上で、集約化等による新しい居住地のあり方を検討する。

【復興基本計画に向けて】

- | |
|-----------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|
| <ul style="list-style-type: none">① 町民の意向把握<ul style="list-style-type: none">・ 町は、離半島部における被災者の住宅再建に関する意向調査を実施する。また、説明会や公聴会等の開催を通じて、居住先等に関する住民意識を把握する。② 高地移転<ul style="list-style-type: none">・ 公聴会や町民の意向調査を通じて、移転地の選定、高台での宅地の造成を行う。・ 緊急時避難手段の整備として、各集落にヘリポートを設置する。・ 高台移転後の跡地利用についても検討する。③ 新たな漁村づくり<ul style="list-style-type: none">・ 町と各集落は、話し合いの場を設け、新たな漁村像、地区協働のまちづくりのあり方等について協議し、事業の展開に結びつける。 |
|-----------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|

(4) 恒久住宅の供給・再建

【復興に向けた方針】

- 災害で住み慣れた住宅や財産を失った住民の生活を立て直すために、町は、公営住宅の建設や個人の住宅建設の支援等、住宅再建支援を実施する。

【復興基本計画に向けて】

① 住宅の供給

- ・ 住民の住宅の確保の見込み、居住先等の再建意向を確認し、住宅の必要戸数を把握する。
- ・ 自立再建が困難な高齢者等向けの災害復興住宅の整備を図る。

② 住宅補修・再建資金の支援

- ・ 被災世帯に対する住宅再建への経済的支援として、生活再建支援制度、必要な融資制度の活用を図る。
- ・ 住宅再建、生活再建の相談窓口を開設するとともに、広報誌、マスメディアを通じて支援制度等の情報提供を行う。
- ・ 国・県へ、二重ローン対策を要望する。

③ 地域コミュニティの維持・構築

- ・ 祭り、行事などの存続を支援し地域のコミュニティを維持する。
- ・ 新たに形成される居住区において、住民が集い、活動する機会づくりなどで、地域コミュニティの構築を支援する。

(5) 公共交通機関の再開・整備

【復興に向けた方針】

- 住みよい港町の回復のために、震災前に運行されていた公共交通機関の早期再開と充実化を図る。

【復興基本計画に向けて】

① 町内を結ぶ交通手段の再開

- ・ 町民の生活維持のために、バス、離島航路の早期再開を図る。
- ・ 復興の段階に応じて、路線数、運行便数など改善を図っていく。

② 鉄道等の周辺地域を結ぶ交通機関の再開

- ・ 復興段階に応じて、また観光事業の再開などに応じて、鉄道、バス、タクシー事業者への再開、運行の要請を行う。
- ・ 鉄道は、安全な場所への駅舎の設置や復興計画に伴うルートを要望する。

③ 高台移転に伴うバス等公共交通機関の確保

- ・ とくに高齢者の生活負担軽減のために、効果的な路線バスの運行計画を検討する。

(6) 健康・体力づくり・生涯スポーツの推進

【復興に向けた方針】

- 復興に伴い住環境の整備が図られても、豊かで生きがいのある生活を送るためには、町民の健康や体力の維持・向上、生涯スポーツの振興は必要である。
- 町が、これまで力を入れてきたこの分野においても、復興に伴いさらなる充実化をめざす。

【復興基本計画に向けて】

① 総合運動場の再整備

- ・ 復興計画に伴い、総合運動場・関係施設の再整備を図る。

② スポーツ推進に向けた各種プログラムの企画・実施

- ・ 総合運動場施設等の開放を積極的に進めるとともに、「ファミリースポーツの日」の設置・運営、出前方式のスポーツ教室等を積極的に展開する。

③ 指導者の養成・確保

- ・ 体育指導やスポーツクラブ支援のための指導者の養成と確保を行う。

(7) 歴史的遺構・伝統的文化の回復

【復興に向けた方針】

- 町の史跡や各集落に存在した文化的遺産等、町の文化・町民の心のよりどころとなる施設・設備の回復をめざす。

【復興基本計画に向けて】

① 町の史跡等の再建

- ・ 施設の被害状況、周辺の復旧状況を勘案し、再建を図る。

② 各地域の文化遺産の再建支援

- ・ 町、行政区等各集落が協力し、各地域に存在し再建すべき文化財について検討するとともに、文化財所有者の協力も得てその再建をめざす。

(8) 医療機関・福祉施設の集約・拠点化

【復興に向けた方針】

- 町民に効率よく医療・福祉サービスを提供し、災害に対する安全面も考慮し、地域医療・福祉の拠点化を図る。
- 震災により、体調不良やさまざまなストレスによる心身の健康が阻害されている住民も多く、復旧から本格復興期に向け、長期的にきめ細かなケアを実施する。

【復興基本計画に向けて】

- ① 町立病院・地域福祉センター及び老人保健施設の安全性の強化
 - ・ 町立病院、地域福祉センター及び老人保健施設等による医療福祉拠点を構築する。
 - ・ 既存施設の利用形態を再検討するとともに、防潮設備等津波被害に備えた設備を設置し安全性を強化する。
 - ・ 災害時の福祉避難所としての機能の拡充を図る。
- ② 心身ともに健康なまちづくりの促進
 - ・ 専門医、保健師、看護師による高齢者やその家族等へのメンタル相談、訪問による健康指導を推進する。
 - ・ スクールカウンセラーによる児童・生徒、保護者等へのケアの充実を図る。